

## 知立市開発等事業に関する手続条例

### 【事務の流れについて】

#### (1) 手続きのおおまかな流れについて

##### ア) 開発事業等の事前手続き

表示板を設置し、市役所の関係各課と添付図書添付の上、個別に協議し、各課の承認印を得る

##### イ) 開発事業計画書の提出

近隣住民等へ公開

近隣住民への周知（14日以内に説明調整報告書提出）

説明会の開催（期間内に請求があった場合）

近隣住民からの意見書（期間内に請求があった場合）

安全対策計画（14日以内に安全対策報告書提出）

要望書（期間内に請求があった場合）

##### ウ) 事業計画協議書提出

土地対策小委員会、土地対策会議の開催（事業者は出席いたしません）

##### エ) 事業協定の締結

##### オ) 工事着手（着手届提出）⇒工事完了（完了届提出）

完了届受理後完了検査実施 ⇒ 手直し後検査済証発行

#### (2) 条例事務手続きの流れ

##### ①事前手続き時

最初に事業者より建築課へ建築課分の関係課等事前協議書を提出していただきます。その後、事業者は別紙（関係課等事前協議書）により各課と個別に協議してください。関係課等事前協議書を提出する際の添付書類は「各課窓口案内及び必要書類一覧表」に記載されていますのでそちらを参照してください。協議終了後、関係各課が課印押印済の関係課等事前協議書を建築課へ送付します。関係課等事前協議書が各課分すべて揃いましたら、建築課より事業者へ返却します。（関係課等事前協議書は③開発等事業計画書の添付書類となっています。）

##### ②表示板設置

開発等事業計画書提出日の前日までに開発区域内の見えやすい場所に表示板を設置し事業計画書と同時に表示板設置報告書を提出していただきます。

##### ③開発等事業計画書の提出

②まで済みましたら開発等事業計画書を提出していただきます。

30戸以上の共同住宅または住宅地開発事業で公共公益施設を計画しているとき。

(正本1部 副本16部)

上記以外の場合

(正本1部 副本11部)

閲覧用開発等事業計画書

(正本 1 部)

④近隣住民への周知

近隣住民及び住民組織の代表者等に事業の概要を説明し周知を図ります。

調整後、説明調整報告書(正本 1 部)を事業計画書の提出の翌日より 14 日以内に提出していただきます。

⑤近隣住民より説明会開催の請求があったとき

必要があると認めるときは市より事業者へ説明会開催するよう連絡をいたします。説明開催通知書(正本 1 部)を提出していただきます。

説明会終了後、説明会報告書(正本 1 部 副本 1 部[個人情報抜いたもの])を提出していただきます。

また、近隣住民より意見書が提出された場合、市から事業者へ送付いたします。

それに対し、事業回答書(正本 1 部 副本 1 部[個人情報抜いたもの])を提出していただきます。

⑥安全対策計画書の提出

③開発等事業計画書の提出の翌日より 14 日以内に安全対策計画書を提出していただきます。

(正本 1 部 副本 1 部)

閲覧用安全対策計画書

(正本 1 部)

近隣住民より計画要望書が出てきた場合、市から事業者へ送付いたします。

それに対し、計画回答書(正本 1 部 副本 1 部[個人情報抜いたもの])を提出していただきます。

⑦開発等事業計画協議書の提出

上記の手続きが済み次第、開発等事業計画協議書を提出していただきます。

(表紙「様式第 1 6」及び③開発等事業計画書からの変更分の提出となります。)

30 戸以上の共同住宅または住宅地開発事業で公共公益施設を計画しているとき。

(正本 1 部 副本 16 部)

上記以外の場合

(正本 1 部 副本 11 部)

閲覧用開発等事業計画協議書

(正本 1 部)

提出していただいた後、土地対策会議小委員会、土地対策会議を経て事業協定の締結となります。

⑧工事着手

工事に着手した時は、着手届(正本 1 部)を提出していただきます。

⑨工事に対する要望書の提出

近隣住民より工事要望書が出てきた場合、市から事業者へ送付いたします。  
それに対し、工事回答書（正本1部 副本1部[個人情報抜いたもの]）を提出して  
いただきます。

#### ⑩計画変更のあったとき、開発等事業の廃止をするとき

計画変更のあったときは開発等事業変更計画書を提出いただき再度協議して  
いただきます。（③へ戻る）

30戸以上の共同住宅または住宅地開発事業で公共公益施設を計画しているとき。

（正本1部 副本16部）

上記以外の場合

（正本1部 副本11部）

軽微な変更の場合は、市で受付けた後、副本1部を事業者へ返却します。

開発等事業の廃止をするときは開発等事業（廃止・休止）届（正本1部）を提出  
していただきます。

#### ⑪工事完了時

事業完了後、速やかに開発等事業完了届（正本1部）を提出していただきます。

完了届提出後、届出日の翌日から14日以内に完了検査を実施させていただき、  
手直し等問題がなければ検査日の翌日より10日以内に検査済証を交付いたします。

（手直しがあつた場合は手直し確認後10日以内に検査済証を交付いたします。）

#### ⑫事業を継承したとき

事業者又は工事施行者の地位を継承した場合、継承届（正本1部）を提出して  
いただきます。